

お持ちいただくもの

- □ 窓口に来られる方の運転免許証・マイナンバーカード・パスポートなど (顔写真のついた官公署発行の証明書など)
- □ 夫もしくは妻の本籍が上越市以外の場合、戸籍謄本(戸籍の全部事項証明書) (令和6年3月1日から原則不要)



【証 人】

18歳以上の証人が2人 必要です。

父母、兄弟、親戚、友人 など、どなたでも証人に なることができます。

【署 名】

証人が、自分で書いて ください。 押印は任意です。

婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍

1 婚姻後の夫婦の氏

☑夫の氏 → 夫が新しい戸籍の筆頭者 □妻の氏

□夫の氏 → 妻が新しい戸籍の筆頭者

☑をいれた氏が、お二人の婚姻後の氏となります。

② 新しい本籍

☑の方が戸籍の筆頭者でない場合は、土地の地番や街区符号の表示(住所の「○番○号」の「○番」 までを記入してください。

新しい本籍が上越市以外の場合は、戸籍の全部事項証明(450円)が必要になります。

お届け時のご注意

③ 休日・夜間の提出

木田庁舎、浦川原区総合事務所、柿崎区総合事務所、板倉区総合事務所では、休日や夜間にもお届けをお預かりしています。

書き漏れや書き間違いなどがないよう、**平日の日中に事前審査**をおすすめしています。 また、**日中連絡の取れる連絡先を必ず記入して**ください。

4 住所変更

婚姻届出をされても、住所は変わりません。「住民異動届(住所変更)」の手続きが必要です。 平日の日中であれば、婚姻届出と同時にお手続きいただけます。

|必要なもの||①住民異動届(窓口、市 HP にあります)||②転出証明書(他市町村から転入する場合)|

5 下記の場合はお問合せください

外国人と婚姻したい場合や、婚姻届の他に戸籍の届出をする(養子縁組など)場合